

国 計 計 第 1 1 5 号  
平成18年11月27日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

国土交通省国土計画局長

国土形成計画全国計画の策定に係る計画提案について

国土形成計画全国計画については、「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律等の施行について」(平成17年12月22日国計総発第95号)において、国土審議会計画部会中間とりまとめ(以下「中間とりまとめ」という。)の公表後、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「都道府県等」という。)の計画提案も踏まえ、全国計画の原案を作成し、その後、これに対する都道府県等の意見聴取を行い、平成19年中頃までに全国計画が策定できるよう、検討作業を進めることとしており、計画提案の提出期日については、中間とりまとめの公表の前後に改めて通知することとしたところです。

つきましては、平成18年11月16日第15回計画部会において中間とりまとめがとりまとめられたことを踏まえ、今般の全国計画の策定に係る計画提案の提出期日については、平成19年1月31日(水)とさせていただきます。

なお、本計画提案制度は、国土形成計画法(昭和25年第205号)第8条の規定によるものであり、御提案に際しては、計画提案に係る全国計画の案の素案を添えて提出することとされていること、当該提案については国土審議会に提出されること(国土審議会提出資料は原則として公表されます。)、また、必要に応じて、国土審議会において当該提案をした都道府県等からの説明を聴取する必要があることを、念のため申し添えます(別紙参照)。

また、全国計画の基本的な考え方が示されている中間とりまとめについて、あわせて送付いたしますので、御参照ください。

(参考) 今後の予定

計画部会において、最終報告に向けて、各府省庁ヒアリングを実施し、その後、計画提案に係る素案等の検討を進め、計画部会の最終報告をもとに全国計画の政府原案を作成し、平成19年中頃を目途に国土形成計画全国計画の閣議決定を予定。

国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（抄）

（国土形成計画）

第2条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
- 二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第1項の排他的経済水域又は同法第2条の大陸棚における同法第3条第1項第1号から第3号までに規定する行為を含む。）に関する事項
- 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
- 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
- 五 産業の適正な立地に関する事項
- 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
- 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
- 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

2 （略）

（全国計画に係る提案等）

第8条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第2条第1項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案（全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。）を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第4項において同じ。）を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。）を作成しようとする場合において、第6条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律等の施行について」(平成17年12月22日国計総発第95号)抜粋

#### 4. 全国計画について(法第6条)

##### (1) 趣旨

全国計画は、我が国における国土の利用、整備及び保全に関する計画のうち、総合的かつ長期的な国土の形成に関する施策の基本的方向性を指し示すものであり、国土利用計画法に基づく国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定める。全国計画には、国土の形成に関する基本的方針、目標のほか、目標達成のため全国的な見地から必要と認められる基本的施策を中心に記述する。

##### (2) 都道府県等の意見聴取(法第6条第5項)及び計画提案制度(法第8条)

###### 趣旨

地方分権や計画策定手続の透明化に対する要請の高まり等に対応するとともに、各地域における総合的な国土の形成の指針となる全国計画が効果的なものとなるよう策定するためには、地域の实情に精通した地方公共団体の意見を踏まえることが重要である。このため、全国計画の案を作成する段階で、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の意見を聴かなければならないこととするとともに、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)からの計画提案制度を設けることとした。これは、地方公共団体の発意を尊重し、これを適時適切に計画に反映させることを通して、地方公共団体が主体的に国土形成計画の策定に参画することを促進するとともに、国と地方の対等な立場による意見調整システムの実現を企図している。

計画提案がなされた場合には、当該提案に係る素案の国土審議会への提出や、提案を行った都道府県等への回答を国土交通大臣に義務付けている。

###### 手続

計画提案の提出に際しては、次に掲げる事項を記載した提案書に全国計画の素案を添えて提出するものとする。

###### 計画提案の内容

計画提案の内容が当該地方公共団体の区域内における施策の効果を一層高めることとなる理由その他計画提案の理由

国土交通大臣は、都道府県等から提案を受けた場合、社会経済情勢、財政状況等を勘案し、提案内容の必要性、実現性、妥当性等の観点から、全国的な見地での必要性を検討し、提案内容を全国計画に位置付けるべきか否かについて個別具体的に判断する。

計画提案においては、国土交通大臣がその適否を判断することができるよう、どのような内容を計画に盛り込むべきと考えているのか分かるように素案として具体的に示すことが求められるとともに、都道府県等が自ら取り組む施策との関係等を含め、その提案理由が示されることが必要である。また、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして定めるといふ全国計画の趣旨にかんがみ、原則として具体的な個別事業そのものを全国計画の内容とすることは想定しておらず、したがって係る内容が提案されることは想定していない。

なお、全国計画に対する意見及び計画提案の提出に当たっては、管内地方公共団体等関係機関とも十分調整を図ることが望まれる。

#### 今後の予定

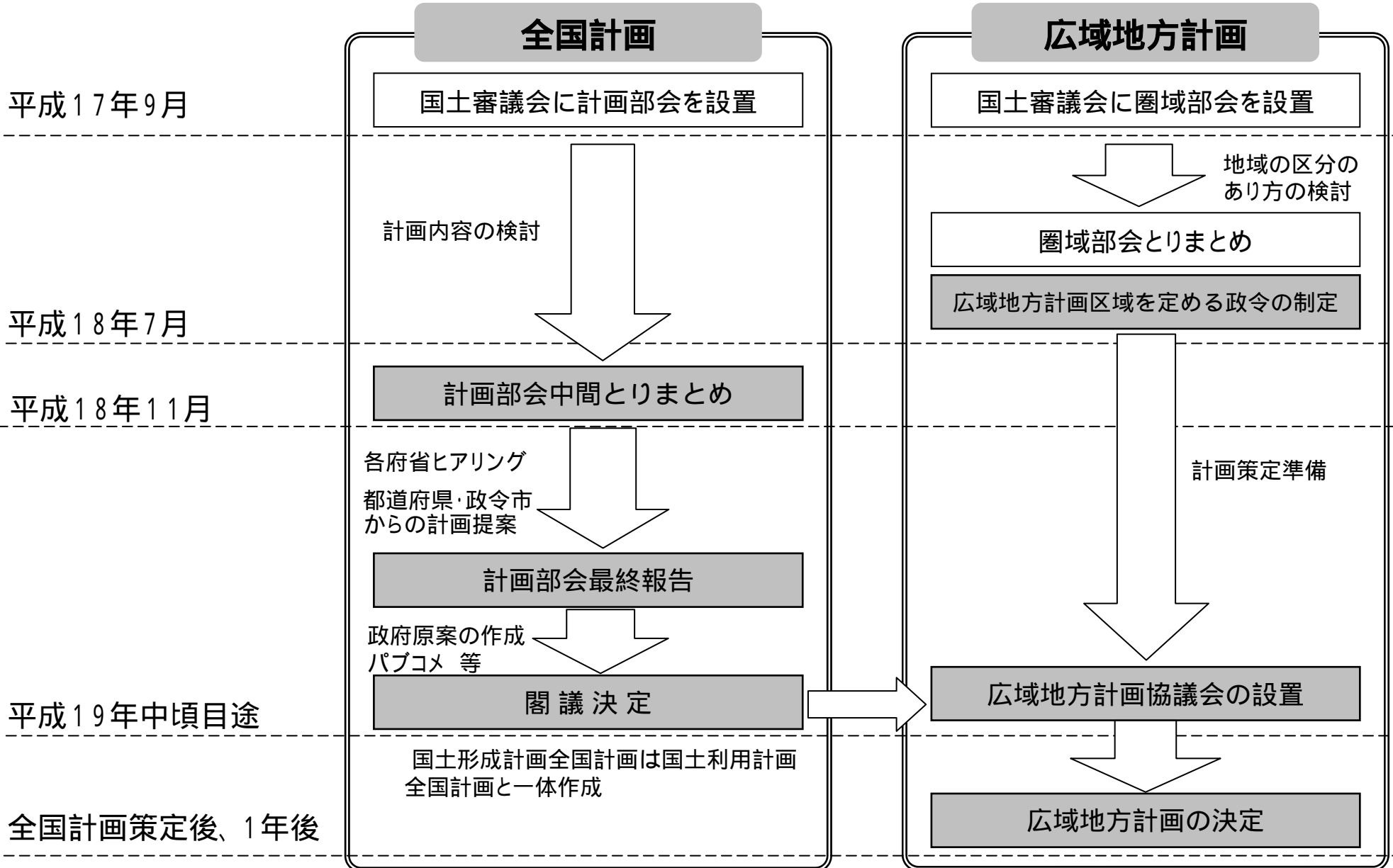
全国計画は、現在、国土審議会計画部会において調査審議中であり、平成18年秋期を目途に計画部会中間とりまとめ(以下「中間とりまとめ」という。)を行う予定である。「中間とりまとめ」は、国土審議会計画部会において議論された、全国計画の基本的方針、計画に盛り込むべき基本的施策についての考え方等を取りまとめたものである。この「中間とりまとめ」の公表後、都道府県等の計画提案も踏まえ、全国計画の原案を作成し、その後、これに対する都道府県等の意見聴取(法第6条第5項)を行い、平成19年中頃までに全国計画が策定できるよう、検討作業を進める。

全国計画に関する計画提案の提出期日については、「中間とりまとめ」の公表の前後に改めて通知する。計画提案は、公表された「中間とりまとめ」を都道府県等において参照の上、提出されることで、建設的かつ効率的な過程となることが期待される。ただし、「中間とりまとめ」の公表以前に計画提案を行うことを妨げるものではない。

また、全国計画の原案に対する意見については、国土交通大臣が別に定める期日までに提出を求めることとなる。

# 国土形成計画の策定スケジュール(予定)

(参考)



# 21世紀の国土のグランドデザイン

# 国土形成計画

(全国計画) 平成19年中頃を目途に策定予定

## 第1部 国土計画の基本的考え方

### 第1章 21世紀の国土のグランドデザイン

### 第2章 計画の課題と戦略

### 第3章 計画の実現に向けた取組

## 第1部 計画の基本的考え方(仮)

### 計画部会中間とりまとめ

- ・時代の潮流と国土政策上の課題
  - ・新しい国土像
  - ・計画のねらいと戦略的取組
  - ・計画の実現に向けて
- 平成18年11月とりまとめ

## 第2部 分野別施策の基本方向

### 第1章 国土の保全と管理に関する施策

### 第2章 文化の創造に関する施策

### 第3章 地域の整備と暮らしに関する施策

### 第4章 産業の展開に関する施策

### 第5章 交通、情報通信体系の整備に関する施策

## 第2部 事項別施策の基本方向(仮)

今後、府省庁ヒアリング等を踏まえて検討

## 第3部 地域別整備の基本方向

### (1) 地域整備の基本方向

### (2) 施策の展開方向

北海道地域、東北地域、関東地域、中部地域、  
北陸地域、近畿地域、中国地域、四国地域、  
九州地域、沖縄地域、豪雪・離島・半島地域

## 第3部 広域ブロックの形成に向けて(仮)

広域ブロックの地域戦略等は、広域地方計画で具体化。

そのために全国計画では、各ブロックが取り組むべき共通の課題やブロック間の連携の必要性について提示していく

今後、第2部とあわせて検討

(広域地方計画)

全国計画策定後1年  
後を目途に策定予定

- ・ 国土の形成に関する方針、目標
- ・ 広域の見地から必要と認める主要な施策に関する事項

## 全国計画に係る計画提案について

### 1. 制度の趣旨

計画提案制度は、今回の法改正で新たに導入された制度であり、都道府県及び政令指定都市が、全国計画に関して計画案を提案できるというもの。

国と地方の対等な立場に基づく意見の対流を促進するという観点から、都道府県等が計画提案を行おうとする際には、当該提案内容を全国計画に位置付けることが、都道府県が自ら行う施策の効果を高めるために必要である理由を示すことが求められている。

また、計画提案がなされた場合には、当該提案及び計画素案の国土審議会への提出や、提案を取り入れない場合の都道府県等への回答が国土交通大臣に義務付けられている。

### 2. スケジュール

今般の新計画の策定に係る計画提案については、締め切りを1月31日に設定し、現在都道府県等からの提案を受け付けているところ。

計画提案に係る国土審議会における調査審議・意見聴取に先立ち、計画部会の最終報告の検討に資するため、提案についての調査審議を行う。

### 3. 調査審議にあたっての視点

新たな国土像の実現に向けて、国と地方公共団体とが協働により国土づくりに取り組んでいくためには、提案内容に係る国の取組と、当該都道府県等が自ら取り組む施策とが相まって、計画部会中間とりまとめに示された考え方等について施策展開が行われることが望ましい。

以上のことから、(別紙)のような視点に立って、計画提案の内容について検討を行うこととしてはどうか。

(別紙)

## 計画部会における計画提案の検討方向(案)

1. 都道府県及び政令指定都市から提出された計画提案について、以下の観点から提案の整理をした上で、全国的な見地での必要性について検討を行う。

地域における先導的な取組であって、全国の他の地域における同様の取組を促すもの

(例) 広域ブロックなど地域の自立を促進するための、各地域の地域資源を活かした広域ブロック全体や複数の都道府県等の戦略的な連携など

その効果が広域ブロックを越えて全国土に及ぶような広域的課題に係るもの

(例) 多様性のある広域ブロックの形成やそれら相互の交流・連携を促進する観点からの、各広域ブロックの位置付けや全国的見地から取り組むべき課題など

その他、全国的見地からの国土形成の指針を示すという全国計画の性格にふさわしいもの

(例) 中間とりまとめで戦略的取組として示された東アジアとの連携などに関するものや、地域課題の解決に資する全国に渡る施策の創設や改善に係る具体的な提案など

## 2. 留意事項

都道府県等からの提案内容は、全国的見地から必要と認められる施策等に関するものであり、かつ、当該提案内容を全国計画に位置付けることが、都道府県等が自ら行う施策の効果を高めるために必要である理由が十分説明されていることが求められる。

なお、全国計画は全国的見地からの国土形成の指針を示すという性格上、原則として具体的な個別事業そのものを全国計画の内容とすることは想定されており、したがって係る内容の提案が行われることは想定していない。

(以上)



(参考)

国土形成計画法(昭和25年法律第205号)(抄)

(全国計画に係る提案等)

- 第8条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第2条第1項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案(全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。)を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第4項において同じ。)を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。)を作成しようとする場合において、第6条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かななければならない。